平成２８年（フ）第１０４９号
横浜市保土ケ谷区峰岡町２丁目213番地２サンヒル峰岡201号
債務者　林沙理奈こと和田沙理奈こと　具　旻柱
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０８６号
横浜市港南区港南５丁目16番８号　ベルブランシュ102
債務者　浅井　直人
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１０３号
横浜市戸塚区平戸町467番地　大黒屋ハイツ５番101号
債務者　野中　友紀
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１０６号
神奈川県海老名市東柏ケ谷３丁目３番20―305号ロビーナさがみ野
債務者　南　　利則
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時15分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１０７号
神奈川県海老名市東柏ケ谷３丁目３番20―305号ロビーナさがみ野
債務者　伊藤　由美
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時15分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１０９号
横浜市神奈川区三枚町85番地１　山王森ハイツ４棟305号
債務者　野中　直子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１１２号
横浜市神奈川区白幡仲町40番32号　第２シバタハウス202号
債務者　近藤　孝信
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時15分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４号
沖縄県宜野湾市野嵩２丁目34番５―201号
債務者　比嘉　敦子（旧姓江幡）
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第９５０号
神奈川県藤沢市大鋸936番地　井村荘１号棟201
債務者　有川　南子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２９号
栃木県宇都宮市上横田町826番地５　ドリームハイツ澤２―203
債務者　内藤　由美
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月22日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３８号
栃木県宇都宮市宮の内３丁目184番地　吉田アパート101号
債務者　菅沼　　保
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月22日午後４時40分　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３７号
栃木県宇都宮市元今泉６丁目11番22号
債務者　松本美津恵（旧姓髙野）
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４１号
栃木県さくら市氏家3477―42、住民票上の住所栃木県那須烏山市志鳥3234番地130
債務者　須田　恵太
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月22日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６号
長崎県平戸市岩の上町334番地　市営大膳原住宅Ｂ棟206
債務者　村田紀美子（従前の旧姓大石、従前々の旧姓松田）
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月５日午前10時　長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２８年（フ）第４５０号
東京都三鷹市牟礼６丁目17番８号ＭＫビル301
債務者　野原　正光
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月19日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部